

重点推進計画

～世界に誇れる福島の復興・創生の実現～

平成 3 0 年 4 月 2 5 日 認 定

福島県

目 次

はじめに	1
第1部 本計画の基本的事項.....	2
1 本計画の目標	2
2 本計画の区域	3
3 本計画の期間・変更.....	4
第2部 福島イノベーション・コースト構想.....	5
1 本構想実現のための基本的方向性.....	5
(1) 拠点の整備及び研究開発の推進.....	5
(2) 産業集積の促進及び未来を担う教育・人材育成.....	5
(3) 生活環境の整備促進.....	5
(4) 来訪者の増大による地域への交流人口の拡大.....	6
(5) 多様な主体相互間の連携の強化.....	6
2 福島国際研究産業都市区域の区域.....	7
3 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構.....	8
4 福島国際研究産業都市区域で推進する取組の内容.....	9
(1) 拠点の整備及び研究開発の推進に関する取組の内容.....	9
ア 廃炉等・放射線.....	9
イ ロボット	11
ウ エネルギー	13
エ 農林水産	15
オ 環境・リサイクル.....	17
カ 情報発信拠点（アーカイブ拠点）.....	18
(2) 産業集積の促進及び未来を担う教育・人材育成に関する取組の内容.....	19
ア 企業立地・産業集積の促進.....	19
イ 農林水産業の成長産業化の推進.....	21
ウ 初等中等教育におけるイノベーション人材育成.....	23
エ 大学等の教育研究活動の推進等.....	25
オ 地域の研究機関等と連携した産業人材の育成・確保.....	26
(3) 生活環境の整備促進に関する取組の内容.....	28
ア インフラ整備等の促進.....	28
イ 生活環境の着実な整備.....	29
ウ 復興拠点等と連携したコミュニティの形成等.....	30
(4) 来訪者の増大による地域への交流人口の拡大に関する取組の内容.....	31
ア 拠点を活用した地域への来訪者の促進.....	31

イ	地域と連携した新たな魅力創造等による来訪者の促進	32
(5)	多様な主体相互間の連携の強化に関する取組の内容	33
ア	中核的な機能を担う推進機構による関係者間の交流促進等	33
イ	推進機構と福島相双復興官民合同チームとの連携強化	34
5	関係法令に基づく特例事業	35
(1)	特許法（昭和34年法律第121号）第109条の2及び第195条の2の特例の適用を受ける事業（特許料等の特例）	35
ア	事業内容	35
イ	実施主体	35
ウ	事業の実施期間	35
エ	その他事業実施に必要な事項	35
(2)	法第85条の特例の適用を受ける事業（国有施設の使用の特例）	35
ア	事業内容	35
イ	実施主体	35
ウ	その他事業実施に必要な事項	35
第3部	福島県全域における新たな産業の創出等の取組	36
1	総論	36
2	新たな産業の創出及び産業の国際競争力強化等に寄与する取組	37
(1)	再生可能エネルギー（福島新エネ社会構想）	37
(2)	医薬品及び医療機器	40
(3)	ロボット	43
(4)	航空宇宙関連産業	45
(5)	ICT（情報通信）	47
(6)	その他	48
3	取組の迅速かつ確実な実施のための措置等	49
(1)	技術革新の推進	49
(2)	企業立地の促進	49
(3)	知的財産を活用した技術・製品開発の推進	49
(4)	高度産業人材育成のための施策	49
(5)	起業の促進	50

はじめに

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。））から 7 年が経過した。原子力災害からの復興及び再生を総合的に推進するため平成 24 年に制定された福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）は、この間の復興を取り巻く状況変化に対応するため、平成 25 年、27 年、29 年に 3 回の法改正がなされ、平成 29 年 6 月末には福島復興再生基本方針が改定されている。

福島の復興再生を推進していくためには、地域経済の再生が不可欠であり、その実現には新産業の創出を通じた雇用回復を図っていくことが重要である。

福島県では、東日本大震災の発災後より、再生可能エネルギーの飛躍的な推進、医療機器関連産業の振興等の取組を重点的に進めることにより、新たな産業創出等に取り組んできた。

平成 29 年春には、未曾有の困難に直面してきた避難地域 12 市町村においても、その大部分の避難指示が解除されるとともに、帰還困難区域でも将来の復興再生に向けた拠点づくりが始動している。また、平成 29 年の法改正で国家プロジェクトとして法定化された「福島イノベーション・コースト構想」のほか「福島新エネ社会構想」などの取組も具体化が進んでいる。

福島の復興、新産業創出を通じた地域再生は、まさに新たなステージを迎えている。2020 年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会も開催され、今後はこれらの新たなプロジェクトの具体化を加速し、浜通り地域等の復興再生、ひいては福島県全域の復興・創生を進めていかなければならない。そのためには、その進むべき方向性を共有し、国、福島県、関係市町村、企業、関係機関等が連携を一層強化することが求められている。

こうした状況を踏まえ、法第 81 条第 1 項の規定に基づき、福島における新産業創出を重点的に推進するため、「福島復興再生基本方針」に即して、ここに新たな「重点推進計画」（以下「本計画」という。）を作成することとする。

第1部 本計画の基本的事項

1 本計画の目標

本計画に掲げる取組を着実に進め、福島県全域での復興・創生を実現するためには、関係者が一丸となって取り組まなければならない。

福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向け、地域一丸となって取り組めるよう、本計画の目標を次のとおりとし、まずは2020年までを共通の時間軸として認識し、これら目標に向けて取組を進めていく。

① 浜通り地域等における自律的な経済復興の実現

甚大な被害を受けた浜通り地域等の農林水産業を始めとした既存産業の復興再生を着実に進めるとともに、産業基盤の再構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を地域再生のエンジンとした産業集積の形成及び活性化等により、浜通り地域等を自律的で活力ある地域へ転換することを目指す。

② 福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現

浜通り地域等における「福島イノベーション・コースト構想」推進による先端的な取組や福島県全域での地域の強みをいかした再生可能エネルギー関連産業、医療機器関連産業、ロボット関連産業等の先端産業の集積により、ビジネス面、交流面で魅力的な福島を作り、福島県全域での経済復興を目指す。

③ 世界に誇れる福島の復興・創生の実現

①や②に掲げる目標に果敢に挑戦することにより、国際レベルの産業、研究開発機能等の集積を図り、例えば、福島で開発・製造された「メイドイン・フクシマ」のロボットが世界中で、日常生活に利用されるようになるなど、世界に誇れる福島の復興・創生の実現を目指す。

これらの目標を達成するためには、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の新しい福島の創造にいかすとともに、今なお厳しさが続く福島県の現状に立ち向かう中で更なる可能性を見出し、県内外のあらゆる課題解決に貢献していくという積極的な挑戦（チャレンジ）が必要である。

また、大きな被害を受けた福島県であるからこそ得られるアイデアやイノベーションを追求することなどにより、日本、そして世界に先駆けた取組である復興が着実に進み、成果が上がっていることを世界に発信していくことが重要である。

2 本計画の区域

本計画の区域は、福島県全域とする。

3 本計画の期間・変更

本計画の期間は、復興・創生期間後も視野に入れつつ、2020 年度末までとする。

なお、本計画は、取組状況や毎年度の予算措置の状況等を踏まえ、柔軟に変更することとする。

第2部 福島イノベーション・コースト構想

1 本構想実現のための基本的方向性

(1) 拠点の整備及び研究開発の推進

「福島イノベーション・コースト構想」（以下第2部においては「本構想」という。）は、平成26年6月に取りまとめられた構想である。

本構想が取りまとめられた後、浜通り地域等では、「廃炉」、「ロボット」、「情報発信拠点（アーカイブ拠点）」等の拠点整備や、「エネルギー」、「農林水産」、「環境・リサイクル」等の各種プロジェクトに係る研究開発等の取組が進んでいる。

本構想を推進するため、まずは、各拠点を着実に整備し、各分野の研究開発を促進することでイノベーションを創出、浜通り地域等に復興のシーズ（種）を蒔く環境づくりを推し進めることが大切である。

(2) 産業集積の促進及び未来を担う教育・人材育成

本構想の具体化をより加速させ確かなものとしていくためには、農林水産業を始めとした既存産業の復興再生を着実に進めるとともに、拠点の有効活用や関係者間相互の連携強化により、浜通り地域等に新たな事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することによる、地域特性をいかした広域的な産業集積を形成していくことが必要である。

また、本構想や復興・地域再生を担う人材を、福島から輩出できるよう、本構想推進に資する教育プログラムの実施、教育環境の充実などにより人材育成にも取り組まなければならない。

(3) 生活環境の整備促進

本構想の進展により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年までには、廃炉関連拠点、ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設（ロボット）（以下「福島ロボットテストフィールド」という。）や情報発信拠点（アーカイブ拠点）の各拠点施設が整備される。

浜通り地域等は避難指示を受けていた、または依然として受けているという厳しい状況に置かれた地域でもあり、拠点従事者やその家族、来訪者等の利便性の確保に向け早急に取り組まなければならない。

住民の帰還促進に向けて、道路等のインフラ整備、治安、地域公共交通、買い物環境や地域医療・福祉、地域コミュニティづくり等の生活環境整備が進んでおり、これらの取組と連携し、浜通り地域等の産業集積の形成及び活性化を支える生活環境整備に取り組む必要がある。

（４）来訪者の増大による地域への交流人口の拡大

本構想の目的は拠点整備に決してとどまることはなく、拠点の強みを最大限にいかし、国内外の様々な研究者等が地域に集い、新たな交流を生み出し、さらには地域の住民等とのコミュニティ創造にも取り組み、地域経済の活性化を進めていくことにある。

来訪者の増大により、人と人との交流も生まれ、地域におけるビジネス機会や雇用の増加にもつながることから、拠点を活用したイベント等の実施など、継続的な交流人口を拡大する取組を進める必要がある。

（５）多様な主体相互間の連携の強化

本構想の実現のためには、幅広い分野にわたる継続的な取組が重要である。このため、国、福島県、関係市町村、関係機関、企業などとの幅広い連携が不可欠であり、その強化がなければ持続的な取組を展開していくことができない。関係する多様な主体が連携できる環境づくり、協議等を進めていく仕組みを構築する必要がある。

原子力災害による被害が著しい浜通り地域等において、本構想の実現のための５つの方向性に基づき、国の事業とも連携しながら、４に掲げる取組を総合的に推進することは、新たな産業の創出等に寄与するものである。

2 福島国際研究産業都市区域の区域

本計画の区域のうち浜通り地域等の 15 市町村の区域を、法第 81 条第 2 項第 4 号の福島国際研究産業都市区域（原子力災害による被害が著しい区域であって、廃炉等、ロボット、エネルギー及び農林水産業に関する国際的な共同研究開発並びに先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺的生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進等により、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域をいう。以下第 2 部においては「本区域」という。）とする。

なお、4 に掲げる各取組を実施するにあたっては、本区域内の避難指示の状況を考慮することとする。

【福島国際研究産業都市区域】

- ① いわき市：全域
- ② 相馬市：全域
- ③ 田村市：全域
- ④ 南相馬市：全域
- ⑤ 川俣町：全域
- ⑥ 広野町：全域
- ⑦ 楡葉町：全域
- ⑧ 富岡町：全域
- ⑨ 川内村：全域
- ⑩ 大熊町：全域
- ⑪ 双葉町：全域
- ⑫ 浪江町：全域
- ⑬ 葛尾村：全域
- ⑭ 新地町：全域
- ⑮ 飯舘村：全域

（全国地方公共団体コード（総務省）順）

3 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

平成 29 年 7 月 25 日に福島県は一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「推進機構」という。）を設立した（平成 31 年 1 月 1 日付けで公益財団法人化）。

推進機構はプロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしており、もって東日本大震災、特に原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生、さらには福島県社会経済の発展に寄与することを目的とする。

本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進機構は福島県と一体となって本構想に関連する取組を総合的に進めていく。

4 福島国際研究産業都市区域で推進する取組の内容

(1) 拠点の整備及び研究開発の推進に関する取組の内容

ア 廃炉等・放射線

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）が、廃炉研究に係る以下の3つの拠点を整備し、国や東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」とする。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）、技術研究組合国際廃炉研究開発機構（IRID）と連携しながら、研究開発・人材育成を進めている。

楡葉町に平成27年10月開所（平成28年4月本格運用開始）した「楡葉遠隔技術開発センター」では、廃炉作業等に必要な遠隔操作機器・装置に関する技術基盤確立のための実証・要素試験を実施している。

富岡町に平成29年4月開所した「廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟」では、国内外の大学や研究機関等と協力し、廃炉に係る研究開発・人材育成を進めている。

大熊町には、放射性廃棄物の処理・処分のため、放射性物質の分析評価等を行う、「大熊分析・研究センター」の整備が進められている。

これら拠点で、国内外の英知を結集し、廃炉に係る研究開発・人材育成が推進されるとともに、これらの活動が更なる新技術、新産業の創出に繋がり、浜通り地域の産業活性化へも貢献することが期待される。

これらの拠点との連携を促進し、廃炉等・放射線分野への地元企業の参入支援や実用化の推進等必要な取組を進める。

① ふくしまロボット産業推進協議会活動を通じた企業参入支援

福島県では、ロボット産業集積を図るため、平成29年5月に「ふくしまロボット産業推進協議会」を設立した。協議会の組織である「廃炉・災害対応ロボット研究会」において楡葉遠隔技術開発センターを会場とした展示実演会を開催する。また、ふくしまロボット産業推進協議会は、JAEAを始めとする研究機関と連携し、得られた研究成果の情報を県内企業等へ積極的に紹介するなど、県内企業の廃炉分野への参入支援に努める。

② 廃炉等・放射線分野における技術開発・実用化の推進

廃炉等技術の推進、健康のための医学（医療機器等）を含めた放射線分野における本区域内企業と本区域外企業、大学等による共同研究等を通じた地域復興に資する実用化開発を推進する。

③ 廃炉に関する情報発信

廃炉の進展が地域再生の根幹を成すものであることから、国や東京

電力は様々な機会を捉え、国内外への正確かつ分かりやすい情報発信を進めている。

国や東京電力による廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められることを引き続き確認するとともに、国及び東京電力と緊密な連携を図りつつ、国や東京電力が進める廃炉に向けた取組の状況や福島県の取組について分かりやすく情報発信する。

イ ロボット

東日本大震災、特に原子力災害に伴い、災害対応や廃炉・除染のためにロボット技術が必要とされていることを背景として、福島県では、平成 25 年度には「福島県廃炉・除染ロボット技術研究会」を立ち上げ、平成 27 年度には「ロボット産業革命の地 ふくしま」を掲げるなど、ロボット産業集積に取り組んでいる。

現在では、災害対応分野のみならず、物流やインフラ点検などの分野で活用されるロボット・ドローンについて、県外事業者も多く参加し、浜通りを中心に研究開発や実証試験を活発に実施するなど、取組が拡大している。

今後は、新たに整備する福島ロボットテストフィールドを中核として、福島浜通りをロボットの一大開発実証拠点とし、ロボット産業集積の県内全域への波及を目指す。

① 福島ロボットテストフィールドの整備、管理・運営

物流やインフラ点検、大規模災害などに対応する陸・海・空のロボット・ドローンの研究開発、実証試験、性能評価、操縦訓練を行うための、世界に類を見ない一大研究開発拠点である「福島ロボットテストフィールド」について、南相馬市及び浪江町に整備を進める。

福島ロボットテストフィールドの管理・運営は、本構想に基づく施策や事業と一体となった実施・展開が必要であることから、推進機構と一体となって、開所に向けた準備を進めるとともに、開所後は、施設の効果的かつ効率的な管理・運営に努める。

② 福島ロボットテストフィールドにおける最先端のロボット開発・実証

福島県及び推進機構は、国と共同して、関係省庁、国立研究開発法人、大学、研究機関、企業等に対し、福島ロボットテストフィールドにおけるロボット開発・実証の実施に向けた周知や働きかけを行い、利活用の促進に取り組む。

また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との間の協力協定（平成 29 年 11 月締結）に基づき、NEDOの事業における実証試験で積極的に施設が活用されるよう、関係者との調整を行う。

③ 福島県ハイテクプラザによる企業技術支援

福島県ハイテクプラザの体制を強化することで、福島ロボットテストフィールドを活用した県外企業等との共同研究に取り組む県内中小企業者等のロボット関連技術の技術支援等を行う。

④ World Robot Summit 開催に伴う産業育成

ロボットの国際大会「World Robot Summit」のインフラ・災害対応種

目の一部競技が 2020 年 8 月に福島ロボットテストフィールドで開催されることに合わせ、福島県及び推進機構は、県内からの参加者への支援のほか、県内企業の持つロボット技術を世界に発信する取組を進める。

⑤ 福島浜通りロボット実証区域を活用したロボット実証の推進

ロボット新戦略（平成 27 年 1 月 23 日ロボット革命実現会議とりまとめ）に基づき、ロボット実証試験の場所を福島県が仲介する「福島浜通りロボット実証区域」は、平成 30 年 1 月時点で活用件数 109 件、実証試験のべ日数 522 日に達しており、実証試験を契機に浜通りで事務所を開設した事例も出てきている。

福島県及び推進機構は、「福島浜通りロボット実証区域」の取組により、企業、大学、研究機関等が行うロボットの研究開発を積極的に支援する。

⑥ 国有試験研究施設を活用した新技術開発制度の周知等

法第 85 条及び同法施行令第 39 条に規定する国有施設において、企業等がロボット技術に関する試験研究を実施することができることから、本制度の周知等を積極的に図る。

⑦ ロボット分野における技術開発・実用化の推進

災害対応ロボットや、ドローン、医療機器等の広義のロボットまで、本区域内企業と本区域外企業や大学等による共同研究等を通じた地域復興に資する実用化開発を推進する。

ウ エネルギー

福島県では、これまで「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念として掲げ、再生可能エネルギーの飛躍的推進に取り組んできている。

平成 28 年 3 月に策定した「福島県再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン(第 2 期)」、平成 28 年 9 月に策定された「福島新エネ社会構想」に基づき、浜通り地域を中心に、再生可能エネルギーを核とした産業の育成、集積、地域経済の復興再生に継続的に取り組む。

バイオマス発電や小水力発電等地域資源をいかした新たなエネルギー利活用の取組も進める。

また、東京電力等の民間団体が進める高効率石炭火力発電や、石油資源開発(JAPEX)が新地町の相馬港で進める天然ガス(LNG)火力発電所の個別プロジェクトも具体化している。これら民間プロジェクトの取組とも緊密に連携していく。

① 復興を牽引する再生可能エネルギーの導入促進

○ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーの最大限導入

避難地域における再生可能エネルギーの計画的かつ円滑な導入を推進するため、平成 27 年に、県と国、避難地域 12 市町村、電力会社等で構成する「福島県再生可能エネルギー復興推進協議会」を設立した。

協議会では、復興に寄与する再生可能エネルギー事業を多角的に支援するとともに、事業者の売電収入の一部を活用して地域の復興を支援する事業を実施することとしている。これらの取組や国が行う再生可能エネルギー普及に向けた取組とも連携し、復興の加速化と再生可能エネルギーの最大限導入を図る。

さらに、平成 23 年度から行われている福島県沖での浮体式洋上風力発電実証研究事業について、国、福島洋上風力コンソーシアム(実証事業実施者)及び地元関係者と連携し、円滑な事業実施を支援する。

○ 阿武隈・沿岸部共用送電線事業の整備

阿武隈地域・沿岸部では、風力発電等の再生可能エネルギー導入ポテンシャルが高いにもかかわらず、近隣の既存送電網において空き容量が不十分であり導入が進みにくい状況であった。

このため、地域発送電事業会社を設立して発電事業者が使用する共用送電網の整備を進め、平成 31 年度に一部区間の供用開始を目指すとともに、再生可能エネルギーの飛躍的推進を実現する。

② 水素社会のモデル構築

○ 再生可能エネルギーを活用した大規模水素製造・貯蔵・輸送実証事業

再生可能エネルギーにより水素を大規模に製造し、輸送・貯蔵、利

用するという最先端の技術実証に向けて、世界最大級（1 万 kW 級）となる水素製造設備の整備が浪江町で進められている。

2020 年には、福島再生可能エネルギーからつくられた水素を、県内利用のみならず、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の際にも活用することを目指し、国を始め関係者と一体となって着実に取組を進める。

○ 水素利用の拡大

水素ステーションの導入や燃料電池自動車の普及促進など、地域での水素エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化する。

③ 再生可能エネルギーを活用した復興まちづくり（スマートコミュニティの構築）

平成 30 年 3 月現在、浜通り地域の 5 市町村（相馬市、浪江町、楢葉町、葛尾村、新地町）でスマートコミュニティの実現に向けた設備導入またはマスタープランの策定が行われている。

今後は、こうした浜通り地域での先行事例をモデルケースとし、県内におけるスマートコミュニティの構築に向けた支援を行う。

④ 森林等豊かな地域資源をいかした新たなエネルギー利活用の推進

小水力発電を始め、バイオマス発電や地熱発電、さらには地域での天然ガス利用など、新たなエネルギーの開発を支援し、地域で生産したエネルギーの地産地消を進める。

⑤ エネルギー分野における技術開発・実用化の推進

エネルギー分野における、本区域内企業と本区域外企業や大学等による共同研究等を通じた地域復興に資する実用化開発を推進する。

また、平成 26 年 3 月に国立研究開発法人産業技術総合研究所と締結した連携・協力に関する協定に基づき、再生可能エネルギーに関する世界的なイノベーションハブを目指す福島再生可能エネルギー研究所と連携し、県内企業等への技術開発支援や共同での技術開発、再生可能エネルギー分野での人材の育成等を推進する。

エ 農林水産

ロボット技術や環境制御システムなどの開発・実証を進め、これらの先端技術等を取り入れた先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践し、プロセスイノベーションを通じた浜通り地域等の農林水産業の復興再生を図っていく。

① 先端技術等の導入による新しい農業の推進

○ 水稲の超省力・大規模生産の推進

東日本大震災以降、福島県の沿岸部では、農地や農業用施設の復旧とほ場整備に取り組んでいるところである。ほ場の大区画化など機能向上が図られた水田において、ICTやロボット技術等を活用した水稲の超省力・大規模生産の開発・実証を行うことで、生産コストの低減と安定した収益が確保できる新たな農業のモデルを構築する。

○ 畑作物の大規模生産による新たな土地利用型農業モデル構築

露地・畑作物栽培を再生するため、ロボット技術やセンシング技術を活用した安全かつ効率的な大規模生産体系の開発・実証を継続し、地域の実情に応じた新たな土地利用型農業モデルを構築する。

○ 環境制御型施設園芸モデルの構築

放射性物質の影響を受けにくい施設園芸による安全・安心な農産物の生産を推進するとともに、ICTを活用した温度、湿度等の生育条件の管理や省力化に取り組み、地域の実情に応じた新たな環境制御型施設園芸モデルを構築する。

○ 花き等への品目転換促進と「見せる農業」としての花きの振興

浜通り地域等において、風評の影響が少ない「花き」等食用以外の品目への転換を進めるため、ICT等先端技術を活用しつつ、地域に適した作型や生産方式を確立するとともに、観光分野との連携も進めるなど、「見せる農業」として、花き等の新たな振興のモデルを構築する。

○ ICTを活用した大規模繁殖農場共同経営モデルの構築

浜通り地域等においては、家畜の飼育頭数が大幅に減少していることから、畜産業の復興を進めるため、先端技術を活用した大規模繁殖農場共同経営モデルを構築する。

② 県産材の新たな需要創出

木材の新たな利用技術や木質バイオマスは、今後整備される復興拠点等の施設への活用が期待され、県産材の需要創出に大きく貢献するものである。

東日本大震災前には杉や松を中心とした優良な木材生産が行われていた浜通り地域等を始めとした福島県の森林・林業の再生に向けて、木材の新たな加工利用技術の導入や木質バイオマスの活用による木材需要の創出、現場ニーズを踏まえた林業用ロボットの開発、導入を行う。

③ 水産研究の拠点整備による新たな水産業の確立

福島県の水産業は長期にわたり操業自粛を余儀なくされるなど、深刻な被害を受けている産業である。本格操業再開に向けて、水産業に関する研究・情報発信を行う拠点を整備し、新たな水産業の確立に向けた研究を推進する。

④ 浜地域農業再生研究センター等における研究開発の推進

平成 28 年 3 月に開所した福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センターでは、地元農業者や市町村等の要望を踏まえ、開発された基幹技術を体系化する実証研究に取り組んでおり、今後も地域の営農再開、再生の段階に応じた取組を進める。

さらに、避難指示が解除された区域が拡大し、営農再開の取組が進むにつれて様々な課題が生じている。このため、福島県農業総合センターが中心となって、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構や企業、大学等とも連携し、ICTやロボット技術等の先端技術を駆使した次世代営農技術、作業の軽労化、省力化技術の開発・実証の取組を進める。

⑤ 農林水産分野における技術開発・実用化の推進

農林水産分野における、企業や大学等による本区域内での共同研究等を通じた地域復興に資する実用化開発を推進する。

オ 環境・リサイクル

浜通り地域等では、再生可能エネルギー関連施設の立地が進めば、太陽光パネル等のリサイクル需要が見込まれるほか、石炭灰、小型家電、バッテリーや炭素繊維等の先端的なリサイクル技術の開発に取り組むことにより、新たな産業創出の可能性がある。

浜通り地域等における企業ポテンシャル状況や今後のリサイクル需要等を踏まえつつ、先進的なリサイクル技術の産学官連携、技術開発等に関する取組を進める。

① 環境・リサイクル分野における産学官連携の支援

先端的なリサイクル産業の構築に向け、産学官のネットワークの構築や、企業連携による新たな技術の実証等の取組を支援する。

② 環境・リサイクル分野における技術開発・実用化の推進

環境・リサイクル分野における、本区域内企業と本区域外企業や大学等による共同研究等を通じた地域復興に資する実用化開発を推進する。

カ 情報発信拠点（アーカイブ拠点）

世界で初めての甚大な複合災害に見舞われた福島県の記録や教訓、そして復興のあゆみを着実に進める過程を収集・保存・研究し、決して風化させることなく後世に引き継ぎ、国内外と共有することは、被災した県民の願いであり、国の大きな責務でもある。

情報発信拠点（アーカイブ拠点）施設の整備や安定的な管理・運営に向けた取組を着実に進めるとともに、関連資料の収集・保存等の取組を進める。

① 情報発信拠点（アーカイブ拠点）施設の整備

情報発信拠点となる施設を、双葉町中野地区に整備する。

なお、情報発信拠点の管理・運営については、指定管理者制度に基づく推進機構による管理・運営を検討しつつ、開所に向けた準備を進める。

② 収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修等の推進

情報発信拠点に必要な関連資料の収集、NPO等と連携した語り部ボランティア等の人材育成を進める。

(2) 産業集積の促進及び未来を担う教育・人材育成に関する取組の内容

ア 企業立地・産業集積の促進

産業集積の実現に向けては、浜通り地域等の産業構造を分析し、サプライチェーンを明らかにした上で、関係者間で情報共有を図りながら取組を進めていく必要がある。

ロボット、エネルギー、農林水産分野等の地域それぞれの強みを踏まえつつ、国の福島県への企業立地促進に向けた取組や技術開発・設備導入等に関する施策とも連携し、産業集積を促進する取組を進める。

また、浜通り地域等は長期にわたる避難指示が継続している市町村もあるなど、その復興の状況は様々であるため、生活環境等の地域情報を効果的に発信し企業誘致活動に取り組むことが重要である。

さらに、地域外からの新たな企業立地が促進された後には、地元企業とのビジネス面での交流促進が図られるような取組も進めていかなければならない。

本構想重点分野に掲げる各プロジェクトを進める企業等の実用化開発に関する支援を平成 28 年度から進めており、今後は知的財産活用の普及啓発に加え、知的財産の戦略的活用などの取組を進める。

① 企業立地の促進

企業立地補助金の活用等による浜通り地域等への立地促進を図るとともに、県外での企業立地セミナー開催等により、域外企業の新規立地を支援する。

また、浜通り地域等への立地を検討している企業等に対しては、工業団地や生活関連など立地環境の視察受入れを実施し、現地の状況を正確に発信することにより企業立地の促進を図る。

② 企業立地に必要な地域情報の効果的発信

福島県及び推進機構は、浜通り地域等の復興進捗情報を的確に伝えることが企業立地促進につながることから、医療、教育等の生活関連や雇用情報など、総合的な情報発信を効果的に行う。

③ 地元企業等と地域外企業との交流、ビジネスマッチング等の促進

推進機構は、本構想に掲げる重点分野において、浜通り地域等での研究開発や技術実証を基礎として、浜通り地域等への企業参入が促進されるよう、各プロジェクトを進める企業と地元企業との連携を図り、地元の意向も丁寧に踏まえつつ、ビジネス交流会等を行うなど、企業間のマッチングを進めるとともに、福島県ハイテクプラザ、国立研究開発法人等とも連携し、技術相談等を実施するなど、事業化に向けた支援を行う。

④ 中小企業者への知的財産に関する支援

実用化・事業化に向け、実用化開発や実証に取り組む地元中小企業に対し、セミナー等により知財活用の普及啓発を図るとともに、事業性の高い技術の製品に磨き上げるための戦略的な知的財産の構築等を支援する。

イ 農林水産業の成長産業化の推進

本構想に掲げる農林水産分野の取組を加速するためには、既存の技術に加えて、研究開発により生まれたロボットやセンシング等の技術を活用した先進的な農林水産業を実践することが重要である。

その実践に当たっては、深刻化している担い手不足を解消する必要があることから、農業者の組織化や新たな担い手としての民間企業・農業法人などの参入を促進するとともに、新たな販路開拓等を行う。

さらに、本構想の農林水産分野に掲げる取組で蓄積される先端技術や新たな農林水産業の情報等をわかりやすく発信するイベント、セミナー等を開催し、技術の普及促進に取り組む。

① 農林水産業の再開支援

本構想に掲げる取組を推進するためには、その基盤となる既存の農林水産業の再開に向けた取組や新たな販路開拓等を着実に支援することが重要であり、面的な展開を含め地域全体の農林水産業の復興・再生を進める。

② 民間企業等の参入促進

浜通り地域等では、避難指示の解除や各種支援策により、営農再開面積や農業従事者数は徐々に回復してきているものの、依然として担い手不足は深刻であり、地域全体の農業の復興・再生のためには、農業者の組織化や新たな担い手としての民間企業・農業法人等の参入を促進しなければならない。

推進機構は、ロボットやセンシング等の技術を活用した先進的な農業の担い手として期待される民間企業や農業法人による参入を促進するため、地元とのマッチング等を行う。

③ 県産材の需要創出と生産基盤の整備等による産業の集積

復興拠点施設を始めとする公共建築物等への県産材の利用促進や木質バイオマス利用の拡大による需要の創出に努めるとともに、路網整備や高性能林業機械の導入及び木材加工流通施設の整備等を促進し、当該地域における林業・木材産業の集積や雇用の確保を図る。

④ 新たな水産業を実現するための技術開発・実用化の促進

福島県水産業の本格的な復興には、水産物の安全・安心の確保、風評の払拭を引き続き図っていくことが不可欠であるため、放射性物質のモニタリングはもとより、整備した研究拠点を活用し、放射性物質が水産物へ与える影響とその対策に関する研究や、消費者等に対する情報発信を実施する。

また、増加した水産資源を効率的かつ持続的に活用する新たな水産業を確立するため、産学官の連携等を通して、ICT等を活用した水産資

源管理と漁獲の最適化や、新たな高鮮度保持技術等を活用した高付加価値化等、先端技術の実用化を促進する。

⑤ 農林水産分野における技術開発・実用化の推進＜再掲＞

②の取組とも連携し、農林水産分野における、企業や大学等による本区域内での共同研究等を通じた地域復興に資する実用化開発を推進する。

⑥ 先端技術情報等の発信等による技術の普及・導入の促進

これまで開発・実証等を行った農林水産分野の先端技術については、浜通り地域等での農業の成長産業化の推進のため最大限いかし、実際の営農再開に結びつけていかなければならない。

そのため、農林水産分野の先端技術情報等を農業者に対しわかりやすく発信するイベント、セミナー等を開催するとともに、各種事業により、地元への技術の普及・導入を促進する。

ウ 初等中等教育におけるイノベーション人材育成

新たな産業を創出し、持続的に発展させるためには、福島ロボットテストフィールド等の最先端の拠点に国内外の研究者や技術者を呼び込むだけでなく、地元から構想を牽引するリーダーや、工業・農業分野の即戦力などの本構想を担う人材の育成が不可欠である。

このためには、地元市町村の小中学校再開支援に加えて、義務教育段階からキャリア教育・理数教育・グローバル教育等を充実させることにより、裾野の広い人材育成を図る必要がある。

また、本構想の実現には、産業を牽引する起業家・経営者、行政官などのリーダーや、廃炉技術・環境放射線等の研究、ロボット・再生可能エネルギーに関連する技術開発等を進めることができる人材が必要となるため、高等学校の教育環境を充実させるとともに、企業や大学、研究機関等と連携し、先進的かつ特色ある教育プログラムを実施する。

推進機構は、このような教育が実現できるよう、関係者間の総合調整や、産業界と学校のコーディネートなどを行う。政府は教職員加配を含む予算の確保などを通じて、福島県内の必要な教育環境の充実を支援する。

① 学校再開と教育の魅力化の支援

市町村における小中学校再開や、ふるさと学習・復興教育等の取組を支援するとともに、本構想を題材とした学習の推進及び情報発信を行う。

② 構想と連動したキャリア教育の推進

県内の小中学校において、本構想に関連する企業等のビジネスや研究開発に触れることができる見学会・講演会等を開催する。

③ イノベーション人材の裾野を広げる理数・グローバル教育の充実

県内の小中学校において、ロボット、再生可能エネルギー等の本構想に掲げる分野の取組に対する関心と基礎的素養を高める理数教育を充実させるとともに、プログラミング教育、グローバル化に対応できる人材を育成するための教育を実施する。

④ 普通科高校等におけるトップリーダーの育成

本構想はロボット・再生可能エネルギー・農林水産分野等、主要分野においても幅広い内容となっており、本構想の実現に向けては、起業家、経営者、行政官、研究者等としてプロジェクトを牽引するトップリーダーとなる人材が不可欠である。

このため、磐城高等学校では、スーパーサイエンスハイスクールの蓄積をいかし、より高度な課題探究力を育成する特色あるカリキュラムを編成し、高大連携等も含めたトップリーダー人材の育成に取り組む（「福島スーパー・イノベーション・ハイスクール」）とともに、本区域内の普通科高校の中核的な学校において、企業・大学等と連携し

た教育プログラムを実施する。また、本区域内のその他の普通科高校、商業高校等への教育プログラムの普及方法についても調査・検討する。

ふたば未来学園高等学校では、変革者たる人材を育成するために、浜通り地域等の市町村やNPO、地域課題解決に取り組む大学等と連携し、課題解決型学習を実施する。また、現在指定を受けているスーパーグローバルハイスクールによる取組を更に進め、国際社会で活躍できる人材の育成に取り組む。

⑤ 専門高校等における専門人材の育成

○ 工業高校等における専門的職業人の育成

小高産業技術高等学校においては、必要な教育環境整備を進めるとともに、現在指定を受けているスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールによる取組を更に進め、また、その成果をいかし、浜通り地域等の企業等のニーズを踏まえた人材育成カリキュラムを実施する。

本区域内のその他の工業高校等においても、産業界や大学等と連携し、再生可能エネルギーやロボット等の地域産業に根ざした教育プログラムによる人材育成を進める。

○ 農業高校等における実践志向の人材育成

本区域内の農業高校では、農林水産分野プロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、環境制御システムや再生可能エネルギー、ICT、ロボット等の活用に加えて、流通・販売などの経営視点を含めた先進的な農業等の推進に向けた教育プログラムによる人材育成を進める。相馬農業高等学校飯舘校については、本構想と連携した学校の魅力化を含め、再開の在り方について検討していく。

また、本構想の水産分野における展開を踏まえた新たな水産業等に対応できる人材育成のための教育プログラムについて、水産高校での調査・検討を行う。

エ 大学等の教育研究活動の推進等

浜通り地域等では、県内大学等はもとより、県外大学等においても現地をフィールドとして、地元自治体とも連携しながら、本構想に掲げる廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産を始めとした様々な分野での教育研究活動が行われている。

本構想は福島復興再生の大きな原動力であり、その実現には、科学技術・学術研究を推進するとともに、構想を担う高度な人材の長期的な教育・育成の基盤を構築することが不可欠であることから、浜通り地域等への知の集積に向けた取組や大学等の地域連携を推進していく。

推進機構は、浜通り地域等における大学等による教育研究活動を強化していくため、大学等と自治体、産業界間のコーディネートや研究者間のネットワークづくりを促進するなどにより、各大学等の取組を支援する。

① 知の集積に向けた浜通り地域等における教育研究活動の促進等

震災後の浜通り地域等における各種研究動向の体系化を進めるとともに、県外を中心とした大学等が実施する本構想の推進に資する教育研究活動について、人材育成、地域産業振興等の面でより地域に根ざし充実したものとなるよう、推進機構を通じその活動を支援する。

また、推進機構は、浜通り地域等における大学等及び研究機関による教育研究活動に関する総合的な情報共有等を図る場を継続的に創出する。

さらに、推進機構を中核としつつ、浜通り地域等における知の集積に関する大学等による教育研究拠点のあり方等について引き続き検討・具体化を進める。

② 大学等の地域連携の推進

地元と連携した人材育成に関する取組は高等教育機関の役割の一つであり、復興に取り組む市町村、企業等との連携を一層推進していく必要がある。

このため、福島大学や福島工業高等専門学校を始めとする県内外大学等の高等教育機関ネットワークをいかし、浜通り地域等の自治体との連携活動を促進する。

オ 地域の研究機関等と連携した産業人材の育成・確保

浜通り地域等においては、避難指示解除後も人材のミスマッチ等が生じたままであり、特に、本構想を担う地元中小企業の人手不足が大きな課題である。

本構想の原点は、東日本大震災、特に原子力災害により失われた浜通り地域等の産業・雇用の回復にある。

これら課題を解決するためには、地域に根ざした産業高度化にも貢献する人材育成機関である福島県立テクノアカデミーの機能強化が重要である。

企業ニーズに合致した職業能力開発を実施するとともに、若年層の企業定着支援や雇用型訓練等を実施し、より実践的な即戦力となる人材育成を進める。

各プロジェクトの推進や、浜通り地域等に立地する企業にとっても、人材の確保が必要不可欠であり、本構想に関わる中途・新卒の人材確保に取り組む。

① テクノアカデミーにおける産業人材育成

本構想を担う人材を育成する中核機関である福島県立テクノアカデミー浜において、他のテクノアカデミーとも連携しながら、ロボット、再生可能エネルギー分野を中心とした、本構想に関連する取組を進めるため必要とされる制御技術や加工技術を有する産業人材を育成する。

特に、企業や国の研究機関と連携し、研究者等講師を招へい、教育訓練カリキュラムにより、企業ニーズにマッチした職業能力開発を実施する。

また、福島工業高等専門学校でも廃炉、ロボット等の教育を進めているところであり、緊密に連携して即戦力となる人材育成に取り組む。

② 地元企業ニーズを踏まえた若年層定着支援

人手不足が深刻化する中であっても、ロボット、再生可能エネルギー分野等のものづくり分野において、技術・技能の継承を確実に進めていかなければならない。

このため、新入社員等を対象としたセミナーを開催し、職業観の醸成や生産現場で求められる技術・技能の習得などにより、若年層の定着を支援する。

③ 雇用型訓練等の実施による実践的な人材の育成

地元企業や大学等と連携し、浜通り地域等の企業を支える技術者を育成するため、ロボット関連産業分野等における人材育成カリキュラムを策定するとともに、地元企業における雇用型訓練等を実施する。

④ 地域再生を担う中途人材の確保

地域の雇用や人材育成に関する取組を総合的に情報発信するとともに

に、ハローワークともより緊密に連携して、雇用対策に万全を期す。

⑤ 新卒人材の確保に対する支援

浜通り地域等の高校及び県内外の大学生に対して、企業見学、インターンシップを実施する等、生徒、学生に地元産業の理解を深め、地元企業の魅力を知ってもらう取組を行うとともに、高校生の保護者や教員に対しても実施していく。

また、浜通りの産業を含む県内の産業について、県内企業PR動画やガイドブックの作成などを通して、積極的に情報発信を行う。

さらに、県内学生等については、国立大学法人福島大学を中心とした「ふくしまの未来を担う地域循環型人材育成の展開（COC+事業）」と連携して地元の新卒大学生等の地元企業への就職を促進する取組を行う。

これらの取組により、若者のU I Jターンを促進するとともに、若者の県内定着を図る。

(3) 生活環境の整備促進に関する取組の内容

ア インフラ整備等の促進

道路、鉄道、港湾等の交通インフラは、地域の日常生活や地域間の交流、円滑な物流を実現し、地域経済の発展を図るため必要不可欠な社会基盤である。

浜通り地域等では、常磐自動車道や国道6号が南北を結んでおり、常磐自動車道の一部4車線化の「復興・創生期間」内での完成を目指すとともに、平成30年度までに大熊ICの供用、平成31年度までに双葉ICの供用を目指して整備が進められている。

JR常磐線は、順次再開されているところであるが、平成31年度末までに全線再開される予定となっている。

本構想を一層推進し、国内外との交流等を通じて自律的に発展する地域を実現していくためには、県内中通りからの東西連携道路等の交通インフラ整備が不可欠である。

東西を連携する重要路線を含む「ふくしま復興再生道路」の着実な整備、本構想に掲げる拠点へのアクセス向上、相馬港及び小名浜港の利便性向上等に取り組む。

① ふくしま復興再生道路の着実な整備

国道114号、県道原町川俣線、県道吉間田滝根線等、ふくしま復興再生道路の整備を国の代行制度等の支援も得ながら着実に進める。

② 主要アクセスポイントと拠点とをつなぐアクセス道路の強化

県内外からの円滑な交通を確保するため、常磐自動車道のインターチェンジから各拠点へのアクセス機能、及び各拠点間を結ぶアクセス道路網の強化を図る。

③ 相馬港及び小名浜港の利便性の更なる向上

拠点整備が進んで産業集積が実現すると、円滑な物流を図る観点から、浜通り地域の重要な港湾である相馬港及び小名浜港の更なる機能強化や利便性向上が課題となる。

LNG基地が立地した相馬港や国際バルク戦略港湾である小名浜港について引き続き機能強化を図るとともに、滞船の解消等、港湾整備と一体となった物流機能の利便性向上に取り組む。

イ 生活環境の着実な整備

本構想に基づく拠点施設が整備され、拠点施設従業員や国内外から来訪する利用者、立地企業の従業員が浜通り地域等で新たな生活等を進めるにつれ、安全で快適に生活できる生活環境整備の重要性が高まってくる。

避難地域 12 市町村においては、避難指示が解除され、公設民営型商業施設を始めとした買い物環境など、住民帰還に向けた生活環境の整備も進んでいる。

また、福島ロボットテストフィールド等の研究実証フィールドを利用する研究者等の短期滞在者等の需要にも対応するホテル等宿泊業事業者も立地している。

浜通り地域等に必要な地域公共交通、医療・介護・福祉等の魅力ある都市機能強化を図る。

① 持続可能な交通網の形成

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画に基づき、避難地域 12 市町村内や同地域と周辺中核都市等を結ぶ広域的なバス路線を確保、維持する。

さらに、拠点整備が進むにつれ研究者を始めとする幅広い来訪者の増加が見込まれることから、交流人口の拡大に資する柔軟かつ効率的な広域バス等の運行、住民の利便性の向上にも資する域内交通と連動した交通結節点の機能強化により、様々な拠点間の移動手段の確保を図り、持続可能な交通網を構築する。

② 地域医療・福祉等の確保

避難地域における安心できる環境づくりのため、福島県ふたば医療センター附属病院による二次救急医療体制を整備するとともに、医療機関、福祉・介護事業所等の再開等の支援や人材確保に向けた支援などにより、医療、福祉・介護提供体制の再構築等を進める。

また、避難地域の医療を支えるために必要な医療を確保できるよう、避難地域の近隣の医療提供体制の充実・強化を推進する。

ウ 復興拠点等と連携したコミュニティの形成等

避難地域 12 市町村においては、大部分の避難指示が解除され、住民帰還に向けた生活環境の整備も進んでいる。

また、避難地域 12 市町村それぞれの復興拠点や浜通りを代表する新たな交流拠点として平成 30 年度に再開する J ヴィレッジを始め、道の駅や交流施設など市町村や地域を牽引する団体等が設置する各種の拠点を核とした新しいまちづくりの構想や地域活性化の方向性の作成も進展してきている。

本構想に関する様々な取組の情報発信を、これら拠点と連携させて進めることで、地域住民等（既居住者、帰還者、新たな居住者、進出企業等の来訪者等をいう。以下この節において同じ）の本構想に対する理解促進と地域住民等相互の交流を深めることが重要であり、新たな地域コミュニティの形成に関する取組を進める。

① 新たな地域コミュニティの形成

福島県及び推進機構は、浜通り地域等において、地域住民等相互の交流を促進するため、道の駅や交流施設等既存の拠点等も活用し、新たな交流拠点機能の確保・形成を図る。

当該機能を持たせた交流拠点において、本構想のゲートウェイ機能として情報発信を担うとともに、交流イベント等を開催することにより、地域住民等が本構想を身近に感じられるように地域住民等相互の交流を促進する。

(4) 来訪者の増大による地域への交流人口の拡大に関する取組の内容

ア 拠点を活用した地域への来訪者の促進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、浜通り地域等、そして福島県の復興しつつある姿と支援への感謝を世界中に発信できる大切な機会である。

世界中の人々が、浜通りの力強い再生の姿に瞠目する地域再生を目指して検討が進められたのが本構想の原点であり、地域への交流人口の流れを促進しなければならない。

福島ロボットテストフィールド、情報発信拠点（アーカイブ拠点）施設等も整備され、これら拠点の持つ機能を最大限にいかしながら、地域の観光資源と一体として情報発信し交流人口拡大を図る。

① 福島ロボットテストフィールドを活用した競技会の開催等

福島ロボットテストフィールドは、世界に類を見ない一大研究開発拠点であり、その広大な敷地内に整備する多数の試験施設では、ロボットの研究開発のほかにも、各種競技会開催や技術者訓練等、様々な用途で活用できる。こうした強みをいかし、継続的な実施が期待できるイベント利用を促進する。

② 情報発信拠点（アーカイブ拠点）施設を起点とする地域交流の促進

情報発信拠点（アーカイブ拠点）施設は、地震、津波、そして原子力災害という未曾有の複合災害の記録と教訓を、国や世代を超えて継承・発信する拠点である。福島の実態と、本構想の推進など、福島県復興再生の姿を国内外に発信していくためには、当該拠点を核として交流拡大を図っていくことが重要である。

そのため、電力会社等の民間企業や関係機関と連携し、原子力災害の記録・教訓を踏まえた研修等の事業を実施する。

これら活動を通じて、唯一無二の経験をした福島県の原子力災害の実態を正確に発信し、我が国の原子力防災にも貢献する。

情報発信拠点（アーカイブ拠点）施設には、福島県が整備する復興祈念公園が隣接することから、この公園とも連携し、交流を最大限図り、関連イベント等を継続的に実施していく。

イ 地域と連携した新たな魅力創造等による来訪者の促進

避難により極度に人口が少ない、また、生産年齢人口が少ないという問題の解決には、帰還者のみならず移住や流入も視野に入れつつ、その前提となる地域を訪れる人々・交流人口の拡大に取り組み、浜通り地域等の現状やポテンシャル、ビジネスチャンスなど地域の可能性に対する理解を促進することが課題である。

本区域内には、福島ロボットテストフィールドや情報発信拠点（アーカイブ拠点）施設のほか、檜葉遠隔技術開発センター（檜葉町）、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟（富岡町）、大熊分析・研究センター（大熊町）のJAEA3施設などが立地しており、それぞれの機能や特性を踏まえつつ、自治体や地域住民、地元企業の取組のほか、交流拠点なども関連づけることにより、地域が一体となって新たな魅力を創造し、来訪者の増加、交流の促進につなげることが重要である。

また、国内外の会議、文化・スポーツイベント、展示会等の様々な機会を通じ国内外の研究者や多様な企業を受け入れることにより、世界の様々な知見にも触れることが可能となり、地域のイノベーション創出や経済の活性化等にもつながる。

さらに、企業が実施する研修の取組についても、本構想の推進に必要なとる多様な主体間での連携において意味がある。

福島県及び推進機構は、これらの取組を総合的に推進するとともに、交流人口の拡大を図るために必要な交流基盤の確保を進めることにより、各拠点の整備など構想の進捗状況を始め時間軸を踏まえつつ、交流人口の最大化を図るための取組を行う。

① 地域資源を活用した新たな魅力創造等

福島県及び推進機構は、市町村や様々な主体と連携し、本構想の各種拠点相互に加え、人的資源も含めた本区域内の震災前からの地域資源と震災後の新たな地域資源等を有機的につなげるために必要な、交流の基盤となる人材の確保・育成や言語・表示等の補完に関する事業を行う。

また、地域住民や地元企業が、自ら有益性を認識することにより、自発的な交流や連鎖的な交流の創出に結実するよう、特徴ある資源を活用した新たな魅力を生み出すツーリズムを展開し定着させる。

② 企業研修・会議等の誘致促進

福島県及び推進機構は、浜通り地域等及び本構想に関心のある企業研修等の誘致や、本構想推進のカギを握る企業等の招へい等の促進に資する取組を実施するとともに、拠点施設を活用する企業等や入居する企業等、さらには、相互連携を図るべき他の研究都市を構成する企業等との連携に努め、研究会議や学術会議等の誘致の促進に資する取組を実施する。

（５）多様な主体相互間の連携の強化に関する取組の内容

ア 中核的な機能を担う推進機構による関係者間の交流促進等

本計画の着実な実行に向けては、国、福島県、関係市町村、研究機関、大学、商工団体、企業等の連携及び相互の調整が不可欠であり、連携強化及び相互の連絡調整機能を担うのが推進機構である。

推進機構は、関係者相互の本構想に関する情報共有、交流促進、情報発信等に関する取組を進める。

① 本構想関係者間の連携強化を図るための情報交換等の場の開催

推進機構は、国、福島県、関係市町村、研究機関、大学、商工団体、企業等の本構想に関係する多様な主体間の情報共有等を円滑に進められるよう、連携強化を図る会議を定期的に開催する。

② 年次報告会（シンポジウム）の開催

推進機構は、本構想に関係する多様な関係者の取組状況を総合的に情報発信する場として、定期的に年次報告会（シンポジウム）を開催するとともに、関係者間の情報共有や交流の機会を確保する。

③ 総合的な情報発信

推進機構は、本構想の推進及び関係者間の連携強化のため、関係省庁とも緊密に連携し、産業集積や人材育成など本構想の推進に資する国及び福島県等の関連予算や、本構想全体の進捗状況などの情報を積極的に発信する。

イ 推進機構と福島相双復興官民合同チームとの連携強化

推進機構は、本構想が地元被災事業者・農業者等にとってもより身近なものとなるよう、福島相双復興官民合同チーム（公益社団法人福島相双復興推進機構）とも緊密に連携し、実用化の推進、ビジネス機会の創出、情報発信等に関する取組を進めるなど、相乗効果を生み出し、本構想の実現の効果を地元被災事業者等へ波及させる。

① 推進機構が実施するビジネスマッチングに関する連携

推進機構は、福島相双復興官民合同チームと連携し、産業集積・企業立地促進におけるビジネスマッチング等を通じて、地元被災事業者等の本構想への参画を推進する。

② 研究技術開発・実用化の推進に関する連携

推進機構は、福島相双復興官民合同チームと連携し、本構想に掲げる各プロジェクトの研究技術開発・実用化への地元被災事業者等の参画を推進する。

③ 地元被災事業者等に対する情報発信等に関する連携

推進機構は、本構想に関する地元被災事業者等へのわかりやすい情報発信を福島相双復興官民合同チームと連携して進める。

5 関係法令に基づく特例事業

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）第109条の2及び第195条の2の特例の適用を受ける事業（特許料等の特例）

ア 事業内容

本構想の重点分野となる、廃炉等、ロボット、農林水産、エネルギー、環境・リサイクル等¹の各分野において、本区域の中小企業者等が新技術の開発に関する試験研究等を進める事業

イ 実施主体

推進機構が認める者

ウ 事業の実施期間

本計画の期間である2020年度末までとする。

エ その他事業実施に必要な事項

事業実施者が満たすべき基準等は、福島県と協議の上で別途推進機構が定める。

(2) 法第85条の特例の適用を受ける事業（国有施設の使用の特例）

ア 事業内容

福島ロボットテストフィールド、福島浜通りロボット実証区域の活用や、県内企業等との連携により、ロボットの新技术に関する研究開発を行う事業

イ 実施主体

推進機構が認める者

ウ その他事業実施に必要な事項

事業実施者が満たすべき基準等は、福島県と協議の上で別途推進機構が定める。

¹ 廃炉等、ロボット、農林水産、エネルギー、環境・リサイクル等とは、廃炉等、ロボット、農林水産、エネルギー、環境・リサイクルに加え、本計画第2部4（1）ア 廃炉等・放射線に含まれる環境回復、住民の健康確保に繋がる医学（医療機器等）または廃炉・汚染水対策等の放射線の知識が必要となる分野をいう。

第3部 福島県全域における新たな産業の創出等の取組

1 総論

福島県産業は、東日本大震災、特に原子力災害により、生産活動の休止や、事業所の県外移転、避難指示による休・廃業など、甚大な被害を受けたところであり、復興再生を推し進めていくためには、新産業の創出を通じた雇用回復を通じ、地域経済の再生を図ることが重要である。

福島県では、東日本大震災の発災直後より、再生可能エネルギーや医療関連産業等の新たな産業の創出に取り組んできたところであり、今後、浜通り地域等における「福島イノベーション・コースト構想」推進による取組と連携し、福島県全域において、先端技術等の普及を促進するとともに、地域の強みをいかした「再生可能エネルギー関連産業」、「医療機器関連産業」、「ロボット関連産業」、「航空宇宙関連産業」等の先端産業の集積を図り、福島県産業の一刻も早い復興を実現する。

2 新たな産業の創出及び産業の国際競争力強化等に寄与する取組

(1) 再生可能エネルギー（福島新エネ社会構想）

福島県では、これまで「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念として掲げ、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%相当以上の再生可能エネルギーを生み出すことを目標とする「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を平成24年に策定し、再生可能エネルギーの飛躍的な導入促進に取り組んできている。

平成28年3月に策定した「福島県再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第2期）」においては、地域主導による再生可能エネルギーの導入拡大により、目標への歩みを着実に進めるとともに、再生可能エネルギーに関連する製造業や維持管理などの産業の集積と雇用の創出に向けた取組を進めている。

こうした取組を加速し、福島県を名実ともに再生可能エネルギーの「先駆けの地」とするため、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」や平成28年9月に策定された「福島新エネ社会構想」に基づき、国、福島県、関連企業が一丸となって、再生可能エネルギーを核とした産業の育成、集積、地域経済の復興・再生に継続的に取り組む。

① 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積

○ ネットワークの形成

再生可能エネルギーに関する新たな技術の開発や新事業の創出に当たっては、最新情報の収集や、連携する企業や大学とのマッチングが可能となるよう、産学官によるネットワークを構築することが重要である。

このため、600を超える県内外の企業、大学等を会員とした「福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会」を組織しているところであり、本研究会の活動を通じ、会員相互の連携による共同研究プロジェクトや新たなビジネス案件を創出する。

○ 技術開発の促進

県内における再生可能エネルギー分野への県内企業の新規参入を促進していくためには、県内企業による新技術の開発を推進し、実用化・事業化を実現することが重要である。

このため、平成26年4月に郡山市に開所した福島再生可能エネルギー研究所や、県内外の大学、海外の研究機関等と連携しながら、県内企業による再生可能エネルギー分野における技術開発に対し、開発・実証に対する補助制度や福島県ハイテクプラザによる技術指導等の支援を行う。

○ 福島再生可能エネルギー研究所との連携

平成 26 年 3 月に国立研究開発法人産業技術総合研究所と締結した連携・協力に関する協定に基づき、再生可能エネルギーに関する世界的なイノベーションハブを目指す福島再生可能エネルギー研究所と連携し、県内企業等への技術開発支援や共同での技術開発、再生可能エネルギー分野での人材の育成等を推進する。

○ 人材育成

県内に新たな産業として再生可能エネルギー関連産業を定着させていくため、県内企業の技術者が大学や研究機関等において専門性の高い知識・技術を習得するための費用の助成や、福島再生可能エネルギー研究所におけるリサーチアシスタントの受入、これからの福島県を担う高校生等に対する再生可能エネルギー関連技術を学ぶ講座等を開催すること等により、再生可能エネルギーに関する高度な知識と技術力を備えた産業人材の育成に取り組む。

○ 販路開拓・海外連携

県内企業の販路開拓を支援するため、県内外の再生可能エネルギー関連企業等に商談や情報収集、交流の場を提供する再生可能エネルギー産業フェア「REIFふくしま」を開催するほか、県内企業の首都圏や海外展示会への出展を支援する。

また、福島県とドイツNRW州やデンマーク王国大使館等と締結した覚書に基づき、欧州の企業や研究機関と県内企業との共同研究や情報交換、ビジネスマッチング等を促進する。

○ 支援体制の構築

平成 29 年 4 月に、再生可能エネルギー関連産業分野でのコーディネート活動を専門的・重点的に行う中核的機関として設立した「エネルギー・エージェンシーふくしま」の活動を通じ、企業間のネットワーク形成やビジネスマッチング、新事業構築の支援、販路開拓、海外展開等の支援等を一元的に行うことにより、県内企業による再生可能エネルギー関連分野への参入を促進する。

② 再生可能エネルギーの導入拡大

○ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーの最大限導入（再掲）

避難地域における再生可能エネルギーの計画的かつ円滑な導入を推進するため、平成 27 年に、県と国、避難地域 12 市町村、電力会社等で構成する「福島県再生可能エネルギー復興推進協議会」を設立した。

協議会では、復興に寄与する再生可能エネルギー事業を多角的に支援するとともに、事業者の売電収入の一部を活用して地域の復興を支援する事業を実施することとしている。これらの取組や国が行う再生可能エネルギー普及に向けた取組とも連携し、復興の加速化と再生可能エネ

ルギーの最大限導入を図る。

さらに、平成 23 年度から行われている福島県沖での浮体式洋上風力発電実証研究事業について、国、福島洋上風力コンソーシアム（実証事業実施者）及び地元関係者と連携し、円滑な事業実施を支援する。

○ 阿武隈・沿岸部共用送電線事業の整備（再掲）

阿武隈地域・沿岸部では、風力発電等の再生可能エネルギー導入ポテンシャルが高いにも関わらず、近隣の既存送電網において空き容量が不十分であり、導入が進みにくい状況であった。

このため、地域発送電事業会社を設立して発電事業者が使用する共用送電網の整備を進め、平成 31 年度に一部区間の供用開始を目指すとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を実現する。

○ 県内スポーツ拠点への再生可能エネルギーの導入の促進

あづま総合体育館に太陽光発電設備設置による再生可能エネルギーを導入し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けて、利用者や周辺住民に対するエネルギー構造転換への理解促進のための取組を進める。

③ 水素社会実現のためのモデル構築

○ 再生可能エネルギーを活用した大規模水素製造・貯蔵・輸送実証事業（再掲）

再生可能エネルギーにより水素を大規模に製造し、輸送・貯蔵、利用するという最先端の技術実証に向けて、世界最大級（1 万 kW 級）となる水素製造設備の整備が浪江町で進められている。

2020 年には、福島県の再生可能エネルギーからつくられた水素を、県内利用のみならず、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の際にも活用することを目指し、国を始め関係者が一体となって着実に取組を進める。

○ 水素利用の拡大（再掲）

水素ステーションの導入や燃料電池自動車の普及促進など、地域での水素エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化する。

④ 再生可能エネルギーを活用した復興まちづくり（スマートコミュニティの構築）（再掲）

平成 30 年 3 月現在、浜通り地域の 5 市町村（相馬市、浪江町、楢葉町、葛尾村、新地町）でスマートコミュニティの実現に向けた設備導入又はマスタープランの策定が行われている。

今後は、こうした浜通り地域での先行事例をモデルケースとし、県内におけるスマートコミュニティの構築に向けた支援を行う。

（２）医薬品及び医療機器

全国有数の医療機器生産県として産業復興政策の一つに「医療関連産業の集積」を掲げ、これまで企業や県内の研究機関が連携した最先端技術の開発を始め、医療産業への新規参入支援や人材育成、販路拡大などに取り組んでいる。

さらに、平成 28 年 9 月には新規薬剤の研究開発を促進する「医療－産業トランスレーショナルリサーチセンター」、同年 11 月には医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する「ふくしま医療機器開発支援センター」を整備し、開所した。

今後は、それら拠点の機能を最大限活用し、産学官が一体となり医療のニーズ収集から研究開発・事業化までシームレスな支援を行っていくなど県民の健康維持・増進及び医療の安全確保を目指しつつ関連産業の振興に取り組んでいく。

① 医療機器関連

○ ふくしま医療機器開発支援センターの運用強化

医療産業クラスターの核となる「ふくしま医療機器開発支援センター」は、平成 28 年 11 月に開所し、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援、生物学的及び電気・物理・化学的安全性試験を 1 箇所で行うことができる国内初の施設であり、安定稼働に向けセンターの有する 4 つの機能（「安全性評価」「人材育成・訓練」「コンサルティング・情報発信」「マッチング」）を最大限発揮するための取組を強化する。

○ ふくしま医療機器開発支援センターによる医療機器開発支援

「ふくしま医療機器開発支援センター」を活用し、医療機器関連産業分野に新規参入するものづくり企業、医療機器及び同部品製造業、医療機器の研究に携わる大学、研究機関、学術団体等に対する支援を行う。

○ 医療ニーズ等を踏まえた研究開発

DMA T（災害派遣医療チーム）及び消防等各種専門家の意見を踏まえ、救急・災害時及びスポーツ医療に関わる医療福祉機器の開発・実証を行う企業に対し支援を行う。また、国際的な先端医療機器の開発を進めるため、産学官が一体となって B N C T（ホウ素中性子捕捉療法）によるがん治療機器の開発・実証を行う県内医療機関を支援する。

○ 県内企業への一体的な支援

研究開発成果の事業化並びに県内企業への技術移転（試作・量産）や医療機器産業界からの試作、量産依頼を促進させるため、福島県は一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構、公益財団法人福島県産業振興センター、福島県医療福祉機器産業協議会と連携して、県内企業に対し

設計開発試作・実証実験、薬機法許認可、知的財産管理、販路拡大など一体的な支援を実施する。

○ **医療機器等の情報提供や人材育成**

県内企業の医療機器産業への新規参入を促進するため、製造業登録の有無に関わらず、医療機器ニーズや関係法令に関する情報提供、薬機法に関する人材育成セミナー及び個別のコンサルティングを実施する。また、大学生・大学院生等を対象にセミナーや医療現場体験、医療機器関連企業へのインターンシップ等、医療関連産業のリーダーを目指す人材を育成する取組を行う。

○ **医療福祉機器の国内外の販路拡大**

県内の企業群と国内外の医療機器製造メーカーのビジネス交流を促進するとともに、福島県の医療機器関連産業について情報発信していくために、県内において展示会の開催や他県展示会へのブース設置、ドイツやASEAN諸国で開催される大規模な医療機器展示会へ出展し、県内企業が有する技術、製品を海外に向け広くPRし、販路拡大を進める。

○ **医療関連分野の技術を有する海外企業の誘致**

人口減少や少子高齢社会が急激に進行する中で、高い技術力を有し、今後の成長が期待できる医療機器関連産業の海外企業を含めた企業誘致を進め、地域経済発展と安定的な雇用の創出を図る。

② **医薬品関連**

○ **医療一産業トランスレーショナルリサーチセンターによる医薬品関連産業支援**

福島県立医科大学に拠点として整備されたセンターにおいては、県内外の医療機関のネットワークを大幅に拡充して臨床サンプルと臨床情報の集積を進める。また、これらの臨床サンプルを企業が活用しやすいものへ加工・転換するとともに、最新の生物学的解析による情報を原則としてトレース可能な臨床情報と併せて企業に提供する。さらに、これまで築いてきた地元企業を含めた国内の企業（臨床検査企業、診断薬・試薬企業、製薬企業）のネットワークを拡大し、その連携を深めることにより、新規検査薬・診断薬・治療薬の開発を加速し、これを速やかに医療の現場に還元することで県民の健康増進に役立てるとともに、創薬産業の振興を図る。

③ **放射線医学・最先端診療関連**

○ **福島県立医科大学における放射線医学・最先端診療拠点の支援**

県民の健康を将来にわたってしっかりと守っていくため、県民健康調査の実施、放射線医学に関する最先端の研究や診療、人材育成など、県

民健康管理基金等を活用しながら、福島県立医科大学が設置したふくしま国際医療科学センターの運営や必要な取組を支援する。

当該拠点においては、県民健康調査、放射線被ばくの影響に関する調査研究、最先端医療施設における各疾病の早期診断及び早期治療、放射性薬剤の研究・開発、最先端医療の提供と研究のために必要な人材の育成等について、国際原子力機関（IAEA）などの国際機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等との連携により実施する。

(3) ロボット

東日本大震災、特に原子力災害により浜通りを始めとする福島県全域で失われた産業の復興に向け、新たな時代をけん引する新産業として世界市場を視野に入れたロボット関連産業の育成・集積に取り組んでいる。

福島ロボットテストフィールドを中核として、最先端の研究者や企業を呼び込むとともに、廃炉作業や災害対応、医療・福祉、農業などの分野でのロボットの利活用の促進や企業の参入支援を進めていく。

また、ふくしまロボット産業推進協議会を中心に産学官の連携を促進し、県内企業の技術基盤強化や取引拡大を図るなど、「ロボット産業革命の地 ふくしま」を目指した施策を展開していく。

① ロボット関連産業の基盤構築

○ 福島ロボットテストフィールドの整備等【一部再掲】

物流やインフラ点検、大規模災害などに対応する陸・海・空のロボット・ドローンの研究開発、実証試験、性能評価、操縦訓練を行うことができる、世界に類を見ない一大研究開発拠点である福島ロボットテストフィールドについて、平成 30 年度以降順次開所に向け、南相馬市及び浪江町に整備を進める。

また、福島ロボットテストフィールドの管理・運営は、本構想に基づく施策や事業と一体となった実施・展開が必要であることから、推進機構と一体となって、開所に向けた準備を進めるとともに、開所後は、施設の効果的かつ効率的な管理・運営に努める。

さらに、関係省庁、国立研究開発法人、大学、研究機関、企業等に対し、福島ロボットテストフィールドにおけるロボット開発・実証の実施に向けた周知や働き掛けを行い、利活用の促進に取り組む。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との間の協力協定（平成 29 年 11 月締結）に基づき、NEDO の事業における実証試験で積極的に施設が活用されるよう、関係者との調整を行う。

○ 福島浜通りロボット実証区域を活用したロボット実証の推進【一部再掲】

災害対応等ロボットやインフラ点検用ロボットに関する事業を行っている企業、大学、研究機関等の事業者に対して、橋梁、ダム・河川、その他山野等を「福島浜通りロボット実証区域」として実証試験や操縦訓練の場に斡旋し、ロボットの実用化を支援する。

○ 人材育成・ネットワーク形成

在職者向け訓練や雇用型訓練など福島県独自のカリキュラムにより、ロボット関連の産業人材の育成に努めている。

また、産学官の連携により平成 29 年 5 月に設立したふくしまロボッ

ト産業推進協議会の取組を通じ、会員相互交流の活性化と技術基盤の強化に取り組み、福島県におけるロボット関連産業の集積と取引の拡大を図っていく。

○ **研究開発・技術支援**

県内企業や大学などによる災害対応等ロボットやロボット要素技術の開発支援等を行うとともに、福島県ハイテクプラザにおいて関連技術の研究開発に取り組む。

② **ロボットの利活用促進**

○ **県産ロボットの現場導入支援**

廃炉作業や災害対応用のほか、医療・福祉、農林水産業など仕事や生活の場への県産ロボットの導入支援を行うなど、県内企業のロボット関連産業への参入を支援する。

○ **利活用促進に向けた情報発信【一部再掲】**

若い世代を中心とした県民参加やロボットの利活用促進を図るため、「ロボットフェスタふくしま」など、ロボットやドローンに関連する展示会や体験型イベント等を継続的に開催する。

また、ロボットの国際大会「World Robot Summit」のインフラ・災害対応種目の一部競技が、2020年8月に福島ロボットテストフィールドで開催されることに合わせ、福島県及び推進機構は、県内からの参加者への支援のほか、県内企業の持つロボット技術を世界に発信する取組を進める。

③ **ロボット関連産業の拡大**

○ **企業の参入・進出及び取引拡大や生産に向けた支援**

推進機構との連携や、ふくしまロボット産業推進協議会の取組を通じ、展示会への出展やマッチング支援などにより県内企業のロボット関連産業への参入や取引の拡大を支援するとともに、県外の関連企業の誘致に取り組む。

また、県産ロボットの導入支援を通じて販路開拓を支援するとともに、県産ロボットの生産に向け工場・設備の新增設を支援する。

(4) 航空宇宙関連産業

福島県には、航空宇宙関連産業の中核企業が立地するとともに、小惑星探査機「はやぶさ2」のプロジェクトに参加した企業が多くあるほか、航空機産業の国際認証規格を所有する企業数が東北一（福島県調べ）である等、製造業立県として強みを持っている。

今後、航空宇宙関連産業は世界的に成長が見込まれることから、福島県でも航空宇宙関連産業を再生可能エネルギー、医療、ロボット関連産業と併せて重点業種に位置づけており、福島県の強みをいかして、産業集積の拡大や技術の高度化を目指していく。

具体的には福島県ハイテクプラザに高度先進機器を導入し、県内企業への技術支援を行う他、県内企業による多工程受注（クラスター形成）に向け、企業間連携による試作品製造等を実施する。また、認証取得に向けた専門家派遣や取得経費補助、他業種からの参入支援及び大学等と連携した人材育成等により参入を促し、航空宇宙産業の集積を推進していく。

① 航空宇宙関連産業への他業種からの参入支援や取引拡大

○ 他業種からの参入支援

これまで実施してきた航空宇宙産業の集積促進のための各種セミナー、航空宇宙フェスタ等の普及・啓発事業を基礎として、新たに参入を目指す企業には参入に必要とされる認証等の取得を支援するため、専門家（コンサルタント）による個別訪問指導や取得経費の補助などにより、J I S Q9100等の取得支援に継続して取り組んでいく。

○ 研究会活動の活性化

福島県航空・宇宙産業技術研究会が行う、参入可能な技術力を持つ企業の調査・発掘、技術の高度化や企業ネットワークの形成を支援するほか、一貫工程やサプライチェーンの構築、取引拡大に向けたマッチング等、東北航空宇宙産業研究会との連携を深め、様々なネットワークづくりを進めるとともに、研究会の協議会化等にも取り組んでいく。

○ 取引拡大

これまで国際航空宇宙展等の国際的商談会に福島県ブースを設け、県内企業の出展を支援しているほか、福島県主催の航空宇宙フェスタにおいても、ビジネス向けの技術交流や商談会の実施などに取り組んでいる。

今後も福島県ハイテクプラザに高度先進機器を導入するなど技術支援・競争力強化しながら、継続して国内外の展示会への出展を積極的に支援するとともに、展示会後の商談についてのフォローアップに努め、県内企業の取引拡大に積極的に取り組んでいく。

② 人材育成

○ 参入の導入部分における人材育成

福島大学と連携した技術取得スクールや、中部地方の人材育成機関と連携した航空機製造に関する中核人材育成講座の開催、専門講座の受講費用への補助等を実施し、企業における中心的な人材の育成を継続して支援していく。

○ 高度技術習得を目標にした人材育成

福島県ハイテクプラザに高度先進機器を導入し、県内企業への技術支援を行うとともに、特殊加工技術に関する講座や研修の開催等により、一貫製造能力・生産管理能力等の向上を支援するなど競争力強化に繋がる人材の育成を推進していく。

(5) ICT（情報通信）

平成 29 年 3 月に改定した「福島県工業開発計画」に基づき、複雑化、高度化する工業製品機能に対応し、次世代の経済社会を支える基盤となる組込みソフトウェアやシステム開発を始めとする ICT 関連産業の振興を図る。

また、会津大学や ICT ラボ等を活用しながら、特に若者の雇用の受け皿として期待できる ICT 関連産業の誘致を進め、関連産業の集積を図る。

① ICT 関連産業の集積に係る取組の推進

○ アナリティクス人材の育成

多種多様な大量データや瞬時に複雑な解析をこなすツールが容易に入手できる現状においては、解析結果とビジネス成果の関係性を理解し、実務に活用できる人材が必要とされているため、会津大学では、ICT の専門大学である強みをいかし、ビッグデータ等を解析できる専門的な業務を行う人材を育成する。

○ ICT 関連産業の集積による雇用の拡大及び ICT 技術を活用した新産業の創出

ICT オフィスビル等に入居する ICT 関連企業の入居の際に必要な費用等を支援するなど、ICT 関連産業の集積による地元新規雇用の創出及び交流人口の拡大を図る。

また、会津大学が持つ ICT の知見をいかし、ビッグデータ・オープンデータの解析による避難地域等への商業支援、ブロックチェーン技術による地域通貨の実証、農業分野やものづくり企業等への IoT 技術や AI 技術の活用支援など、産学官のネットワークとの連携を基に先端 ICT の実証・開発支援を展開し、雇用の拡大や先端技術産業の創出に結びつける。

(6) その他

○ 環境回復及び環境創造への取組

平成 28 年 7 月に全面開所した福島県環境創造センターでは、原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」、「教育・研修・交流」に関する取組を実施している。

特に、調査研究については、センターに招致した日本原子力研究開発機構と国立環境研究所を始めとする国内研究開発機関や国際原子力機関（I A E A）と連携協力して、「放射線計測」、「除染・廃棄物」、「環境動態」、「環境創造」に関する分野の調査研究を進める。

○ 農林水産業における先端技術の普及・導入の促進

農林水産業においては、福島イノベーション・コースト構想に基づく先端技術等の開発・実証で得られた成果について、既存事業の活用などにより、県内全域での技術の普及・導入を促進する。

3 取組の迅速かつ確実な実施のための措置等

(1) 技術革新の推進

県内企業の技術力・開発力を強化し、開発型企业への転換や付加価値の高いものづくりを促進するため、福島県ハイテクプラザにおいて、技術指導や研究開発の成果移転等を積極的に推進するほか、全県的な産学官連携ネットワークの活用により、大学等の高等教育機関や福島再生可能エネルギー研究所、ふくしま医療機器開発支援センター、福島県ハイテクプラザなど試験研究機関の有する研究開発機能の利用を促進し、県内企業との共同研究や県内企業への技術移転の促進を図る。

(2) 企業立地の促進

ふくしま医療機器開発支援センターや福島ロボットテストフィールド等、新たな拠点を核として、各分野の産業協議会における企業等のネットワークを有効に活用するとともに、企業立地セミナーの開催等を通じて、再生可能エネルギー、医療、ロボット、航空宇宙やICT関連産業などの成長分野を始め、裾野の広い自動車関連産業など、福島県の産業復興をけん引する産業分野の企業誘致を戦略的に進める。

工場等の新規立地・増設費用に対するふくしま産業復興企業立地補助金、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及び自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金による支援や市町村等が行う工業団地造成に係る借入金等の利子に対する補助などの施策を通じ雇用の創出及び産業集積を図るとともに、原子力災害被災地域における福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金による創業支援などの施策を通じ、新たな産業の創出等に必要となる企業の立地促進その他の取組を進める。

(3) 知的財産を活用した技術・製品開発の推進

技術開発の結果、実用化した技術・製品が、他社に侵害されることなく、市場での優位性を確保できるよう、技術開発の構想段階から事業化を見据えた特許の取得といった戦略的な知的財産の活用を推進するため、県内の知的財産関係機関の連携によるプラットフォームを活用した相談体制の構築、各種セミナーによる普及啓発を図るほか、開発の構想段階での戦略を構築するための先行技術調査や特許出願等に対する支援を行う。

(4) 高度産業人材育成のための施策

県立テクノアカデミーによる人材育成を始め、専門学校、大学、企業等と連携しながら、再生可能エネルギーや医療機器、ロボット関連分野などの成長産業に対応できる、高度な知識と技術力を備えた産業人材育成に取り組む。

また、復興を担う産業人材を育成するため、産学官連携により「ふくしま産業人材育成コンソーシアム」を運営し、産業人材育成に係る様々な課題を検討し、課題解決に向けた取組や連携事業を行う等により、県内産業の復興を

担う人材の効果的かつ効率的な育成を図る。

特に、地元企業や大学等と連携し、県内の企業を支える技術者を育成するため、ロボット関連産業分野等における人材育成カリキュラムを策定するとともに、地元企業における雇用型訓練等を実施する。

さらに、県内企業の在職者などを対象に、福島県立テクノアカデミーや福島県ハイテクプラザにおける訓練や研修を実施し、県内企業を支える高度な技能・技術を有する産業人材の育成を進める。

（５）起業の促進

新産業の育成・集積を図るためには、既存の県内企業による参入に加え、新たな担い手として、新規に起業し、新たなビジネスの立ち上げを行う者を育成することが重要であり、創業機運の醸成を図る取組から始まり、創業に際し必要となる費用の助成や、クラウドファンディングによる資金調達支援、ビジネスプラン構築や経営に当たっての伴走支援など、創業から成長までを一貫して支援する取組や県内自治体に対する創業支援事業計画策定の推進等を行う。

